

令和5年度公民館運営審議会定例会議次第

と き：令和5年8月31日（木）午前10時30分～

と ころ：あわら市中央公民館 1階 多目的ホール

1 開 会

2 委嘱式

3 教育長あいさつ

4 自己紹介

5 委員長及び副委員長の互選

6 委員長あいさつ

7 議 事

(1) 令和4年度公民館事業報告について

(2) 令和5年度公民館事業計画について

8 その他

9 閉 会

あわら市公民館運営審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	氏名	区分	所属	備考
1	堀田 あけみ	社会教育関係	あわら市文化協議会	副会長
2	宇都宮 たかえ	社会教育関係	あわら市社会教育委員	
3	石谷 恵子	社会教育関係	自主クラブ	金津番傘川柳会
4	佐藤 やすひろ	学校教育関係	校長会	細呂木小学校
5	見澤 いずみ	学校教育関係	あわら市PTA連合会	副会長
6	館 香織	家庭教育関係	あわら市連合婦人会	副会長
7	川崎 しゅんいち	家庭教育関係	区長会	山方里方地区区長会副会長
8	藤井 まさひろ	家庭教育関係	あわら市社会福祉協議会	事務局長

令和5年度 文化学習課・公民館職員一覧

文化学習課		919-0692 あわら市市姫三丁目1-1			
課長	早見孝枝	主事	鎌塚夢希	TEL 73-8041	
課長補佐	西正真琴	主事	稲富美由紀		
主事	針谷正樹	主事	佐孝青哉		
中央公民館		919-0621 あわら市市姫一丁目9-18			
館長	山口徹	主査	小竹原優希	TEL 73-2000 FAX 73-2497	
館長補佐	山本昌明	事務員	中嶋恵子		
主任	小林和夫	用務員	熊本準雄		
主査	山内恵子	管理	シルバー人材センター		
伊井公民館		919-0611 あわら市清間12-4			
館長	東川宏嗣			TEL・FAX 73-4511	
事務員	本道由希子				
清掃・管理人	廣部博				
坪江公民館		919-0749 あわら市北6-101-1			
館長	出村久仁男			TEL・FAX 74-2096	
事務員	西城優				
清掃・管理人	中山文枝				
剣岳公民館		919-0736 あわら市櫛18-10			
館長	川崎雅一郎			TEL・FAX 74-1849	
事務員	渡辺友季子				
清掃・管理人	シルバー人材センター				
細呂木公民館		919-0805 あわら市滝63-21			
館長	近藤辰浩			TEL 73-2151 FAX 91-2151	
事務員	谷本典子				
清掃・管理人	神尾淳子				
吉崎公民館		922-0679 あわら市吉崎8-34			
館長	金津裕之			TEL・FAX 75-1205	
事務員	相茶ひろみ				
清掃・管理人	七野富美子				
湯のまち公民館		910-4103 あわら市二面32-16			
館長	島田充寿			TEL 78-6350 FAX 78-6354	
事務員	吉川恵美				
清掃・管理	東奈緒子・シルバー人材センター				
本荘公民館		910-4137 あわら市中番下番入会地1-5			
館長	吉田昭博			TEL 78-5874 FAX 78-5873	
事務員	江川敬子				
清掃・管理	シルバー人材センター				
北潟公民館		910-4272 あわら市北潟150-1			
館長	中田治和			TEL 79-1100 FAX 79-1113	
事務員	池羽田美幸				
管理人	シルバー人材センター				
清掃人	長谷川博子				

令和4年度 公民館事業実績報告

1 定期教室

公民館名	教室名	曜日	コース	延受講者数	備考
中央	いきいきパソコン教室	第2・第4水曜日	21	200人	
	中国語講座	第1・第4月曜日	22	99人	
	カラオケ健康体操教室	第1・第3火曜日	21	253人	※
伊井	カラオケ教室	第2・第4水曜日	22	118人	
	食育講座	第3金曜日	11	79人	
	らくらくピアノ教室 火曜コース	第2火曜日	11	76人	
	らくらくピアノ教室 木曜コース	第2木曜日	11	60人	
	健康音楽体操	第1・第3火曜日	22	248人	※
坪江	実用習字教室	第1・第3木曜日	24	233人	
	バレトン体操教室	第3火曜日	11	84人	
	こども英会話教室	第3土曜日	6	103人	
	カラオケ教室	第1・第3火曜日	22	144人	
	健康音楽体操教室	第2・第4水曜日	22	177人	※
劔岳	ステンドグラス教室	第2・第4水曜日	22	123人	
	トールペイント教室	第1木曜日	11	48人	
	ハーブとアロマを楽しむ教室	第2水曜日	6	49人	
	健康音楽体操教室	第2・第4木曜日	21	130人	※
細呂木	ヨガ	第2・第4水曜日	21	128人	
	ほやほや料理	第3木曜日	11	91人	
	デッサン	第1・第3火曜日	17	226人	
	花に誘われてみませんか	第4日曜日	6	32人	
	健康音楽体操	第1・第3水曜日	21	180人	※
吉崎	クラフトバンド	第1・第3金曜日	22	198人	
	ペン字	第2・第4木曜日	21	147人	
	フラワーアレンジメント	第4土曜日	6	66人	
	健康音楽体操	第4金曜日	7	79人	※
湯のまち	合唱教室	第2金曜日	11	71人	
	実用筆ペン	第4水曜日	11	105人	
	ゆるヨガ	第1・第3火曜日	22	221人	
	手編み教室	第1・第3火曜日	22	207人	
	さわやか健康体操教室	第1・第2・第4月曜日	42	440人	※
本荘	布花でスワッグ	第2・第4火曜日	22	202人	
	NEW HORIZONで一から英語	第1・第3土曜日	22	84人	
	季節の絵てがみ和アート	第3木曜日	11	78人	
	ZUMBA（7月開講）	第1・第3金曜日	11	83人	
	ZUMBA（1月開講）	毎週金曜日	11	135人	
	健康音楽体操（ちょっこし体操）	第2・第4木曜日	20	78人	※
北湯	こども英会話	月2回土曜日	22	149人	
	ヨガ	第2・第4火曜日	22	204人	
	筆ペン	第2・第4水曜日	22	113人	
	健康はつらつ教室	第2・第4火曜日	22	170人	※
計	40 教室		711	5,711人	

延べ受講者前年比115.02%

※ 健康長寿課 共催事業

2 単発講座

公民館名	講座名	開催日	受講者数	備考
中央	子ども電気教室	令和4年7月29日(金)	17人	
	いざって時の防災ゲーム	令和4年8月1日(月)	18人	
	つまみ細工教室	令和4年9月4日(日)	16人	
	戦国歴史講座①	令和4年12月2日(金)	23人	
	戦国歴史講座②	令和4年12月5日(月)	27人	
	スマートフォン講座①	令和4年12月6日(火)	10人	
	戦国歴史講座③	令和4年12月8日(木)	24人	
	しめ縄作り講座	令和4年12月26日(月)	8人	
	スマートフォン講座②	令和5年1月31日(火)	9人	
	スマートフォン講座③	令和5年3月9日(木)	26人	3/14 ほか2回
伊井	さつき盆栽1	令和4年6月10日(金)	10人	
	さつき盆栽2	令和5年3月6日(月)	11人	
	洋服リメイク1	令和4年9月8日(木)	7人	
	洋服リメイク2	令和4年9月22日(木)	8人	
	干支の置物作り1	令和4年12月2日(金)	12人	
	スマートフォン講座1	令和4年12月15日(木)	11人	
	干支の置物作り2	令和4年12月26日(月)	11人	
	スマートフォン講座2	令和5年2月10日(金)	12人	
	さぎ草植替え教室	令和5年3月17日(金)	10人	
	スマートフォン講座3	令和5年3月24日(金)	7人	
坪江	猫が喜ぶ布おもちゃ手作り講座	令和4年7月30日(土)	11人	
	放課後子ども教室共催：ハロウィンクッキー作り教室	令和4年10月30日(日)	10人	
	親子でリズム遊び！ズンビーニ講座	令和4年11月19日(土)	12人	
	廃油を再利用♪洗濯石鹼づくり講座	令和4年11月29日(火)	16人	
	簡単おせち料理教室	令和4年12月3日(土)	10人	
	スマートフォン講座1	令和4年12月6日(火)	12人	
	しめ縄作り講座	令和4年12月27日(火)	12人	
	スマートフォン講座2	令和5年1月31日(火)	10人	
	懐かしのポピュラーソング	令和5年3月1日(水)	16人	
	スマートフォン講座3	令和5年3月23日(木)	6人	
剣岳	薬膳茶を味わう教室	令和4年6月27日(月)	14人	
	ハーブ石鹼作り教室	令和4年7月16日(土)	10人	
	絵画教室	令和4年7月28日(木)	9人	
	パルーンアート体験教室	令和4年8月8日(月)	9人	
	布花ローダンセのコサージュ作り教室	令和4年9月4日(日)	7人	
	Cuteな多肉の寄せ植え教室	令和4年11月28日(月)	13人	
	そば打ち教室	令和4年12月4日(日)	15人	
	つまみ細工で干支作り教室	令和4年12月7日(水)	7人	
	スマートフォン講座1	令和4年12月15日(木)	8人	
	お正月用フラワーアレンジメント	令和4年12月25日(日)	11人	
	スマートフォン講座2	令和5年2月9日(木)	13人	
	冬の薬膳茶を味わう教室	令和5年2月27日(月)	9人	
	スマートフォン講座3	令和5年3月27日(月)	7人	

細呂木	花にさそわれてみませんか	令和4年4月24日（日）	6人	
	竹細工1（午前/午後 2部）	令和4年4月27日（水）	14人	
	こけ玉づくり体験	令和4年5月31日（火）	13人	
	たたら製鉄体験	令和4年5月30日（月）	9人	
	夏休みこども絵画教室	令和4年8月1日（月）	10人	こども教室
	竹細工2（午前/午後 2部）	令和4年10月20日（木）	14人	
	ハロウィーンde寄せ植えしてみよう!	令和4年10月15日（土）	21人	
	こけ玉リメイク	令和4年10月21日（金）	11人	
	竹とんぼで遊ぼう	令和4年10月23日（日）	48人	まつりワークショップ
	火なわ銃体験	令和4年10月23日（日）	150人	まつりワークショップ
	たたら製鉄体験	令和4年11月9日（水）	67人	
	カンタケ栽培教室	令和4年11月25日（金）	8人	
	正月寄せ植え教室	令和4年12月9日（金）	8人	
	スマートフォン講座	令和5年2月2日（木）	4人	
	心をこめて花束を	令和5年3月11日（土）	7人	
	さぎ草を楽しもう	令和5年3月14日（火）	20人	
	吉崎	苺とマーガレットのコサージュ作り	令和4年7月2日（土）	10人
ハーブティーブレンド講座		令和4年8月27日（土）	7人	
ミニサボテン寄せ植え		令和4年11月5日（土）	11人	
スマートフォン講座1		令和4年12月13日（火）	4人	
つまみ細工でお雛様作り		令和5年2月4日（土）	11人	
スマートフォン講座2		令和5年2月7日（火）	10人	
さぎ草植替え		令和5年3月16日（木）	8人	
湯のまち	こども電気教室	令和4年7月27日（水）	7人	
	多肉植物寄せ植え教室	令和4年9月29日（木）	9人	
	カンタケ栽培教室	令和4年11月25日（金）	9人	
	スマートフォン講座1	令和4年12月8日（木）	13人	
	スマートフォン講座2	令和5年2月2日（木）	11人	
	ハーバリウム教室	令和5年2月24日（金）	9人	
本 荘	あんどんづくり教室	令和4年7月19日（火）	25人	
	ヒンメリWS	令和4年7月19日（火）	8人	
	子）夏休み子ども絵画教室	令和4年7月26日（火）	11人	
	ビーガンキムチ作りWS	令和4年9月30日（金）	19人	
	レースストールの手染めWS	令和4年10月31日（月）	5人	
	本荘小2年ちぎり絵交流会	令和4年11月2日（水）	23人	
	みそ作り	令和4年11月13日（日）	12人	
	13個のビーズの色を選んで作るイヤリング	令和4年11月25日（金）	6人	
	うさぎの干支飾り作り	令和4年11月29日（火）	6人	
	冬のマクロビ料理教室	令和4年12月6日（火）	14人	
	スマホ講座	令和4年12月12日（月）	10人	
	ズンビーニ	令和4年12月14日（水）	13人	
	お正月のフラワーアレンジ一部	令和4年12月21日（水）	9人	
	お正月のフラワーアレンジ二部	令和4年12月21日（水）	11人	
	しめ飾りWorkshop	令和4年12月22日（木）	11人	
	書き初めをしよう	令和4年12月27日（火）	9人	
	マステアートdeひなまつり	令和5年1月19日（木）	5人	
	スマホ講座第2弾	令和5年2月6日（月）	10人	

	洗顔せっけん作り	令和5年2月7日（火）	8人	
	原木しいたけ駒打ち体験	令和5年2月17日（金）	25人	
	春のマクロビ料理教室	令和5年3月14日（火）	11人	
	ミモザガーランド作り	令和5年3月3日（金）	10人	
	コーヒーの淹れ方教室	令和5年3月7日（火）	16人	
	スマホ講座第3弾	令和5年3月27日（月）	3人	
北 潟	ミステリーナイトin北潟湖	令和4年7月25日（月）	31人	
	子ども絵画教室	令和4年8月9日（火）	14人	
	アウトドア教室	令和4年10月2日（日）	29人	
	健康麻雀教室	令和4年10月7日（金）	10人	
	カルトナーージュ教室	令和4年11月30日（水）	5人	
	越前カンタケ栽培教室	令和4年12月12日（月）	14人	
	スマホ講座①	令和4年12月13日（火）	13人	
	正月花アレンジメント教室	令和4年12月23日（金）	6人	
	魚さばき教室	令和5年1月14日（土）	15人	
	スマホ講座②	令和5年2月7日（火）	7人	
	いけばな教室	令和5年3月1日（水）	11人	
	ピラティス教室	令和5年3月13日（月）	7人	
	北潟まつり講座	令和5年3月26日（日）	28人	
	スマホ講座③	令和5年3月23日（木）	6人	
計	講座		1,529人	

延べ受講者前年比115.02%

3 公民館祭り等

公民館名	事業名	開催日	参加者数	備考
伊井	第42回伊井さつきまつり	令和4年5月28日(土)・29日(日)	298人	展示
本荘	第21回音楽のつどい	-	-	中止
吉崎	第41回吉崎湖畔の夕べ・夏まつり	-	-	中止
坪江	第45回坪江ふるさと祭	-	-	中止
北潟	第38回北潟公民館まつり	令和4年10月16日(日)	200人	展示
本荘	第37回本荘ふるさとまつり	令和4年10月23日(日)	350人	展示
細呂木	第43回細呂木ふれあい祭	令和4年10月23日(日)	1,250人	
湯のまち	第19回湯のまち公民館まつり	令和4年11月12日(土)~13日(日)	408人	ロビー展は3/15~5/9
劔岳	第41回劔岳かりんて祭	令和4年11月20日(日)	1,200人	
吉崎	第4回吉崎公民館作品展示会	令和4年12月1日(木)~14日(水)	55人	
本荘	第16回新春豆まき祭	令和5年1月28日(土)	70人	
中央	第15回ほのぼの展	令和5年2月18日(土)~19日(日)	800人	
湯のまち	湯のまちギャラリー2023	令和5年3月15日(水)~31日(金)	75人	
計			4,706人	

4 会議等

会議等名	開催日	参加者数	備考
福井県公民館連合会第1回研修専門委員会	令和4年5月13日(金)	1人	
福井県公民館連合会第1回理事会	令和4年5月19日(木)	1人	
福井県公民館連合会総会	令和4年5月25日(水)	3人	
福井県公民館連合会第2回研修専門委員会	令和4年6月30日(木)	1人	
福井県公民館連合会第3回研修専門委員会	令和4年8月24日(水)	1人	
第44回全国公民館研究集会、第57回東海北陸公民館大会富山大会、第16回富山公民館大会	令和4年9月8日(木)	4人	
	令和4年9月9日(金)	4人	
福井県公民館連合会第2回理事会	令和4年9月16日(金)	1人	
第71回福井県公民館大会	令和4年10月19日(水)	11人	
福井県公民館連合会第4回研修専門委員会	令和4年11月10日(木)	1人	
福井県公民館セミナー	令和4年12月16日(金)	1人	
福井県公民館連合会第5回研修専門委員会	令和5年1月26日(木)	1人	

令和5年度 公民館事業計画

1 定期教室

令和5年8月1日現在

公民館名	教室名	曜日	コース	定員	受講者数	備考
中央	ナイトZUMBA	※毎週木曜日開講	22	10人	11人	
	中国語教室	第1・第3月曜日	22	20人	9人	
	カラオケ健康体操教室	第2・第4月曜日	21	30人	132人	※
伊井	食育教室	第3金曜日	11	12人	12人	
	洋服リメイク教室	第2・第4木曜日	22	8人	9人	
	らくらくピアノ教室 火曜コース	第2火曜日	11	8人	7人	
	らくらくピアノ教室 木曜コース	第2木曜日	11	8人	5人	
	健康音楽体操	第1・第3火曜日	22	30人	127人	※
坪江	バレトン体操教室	第3火曜日	11	12人	10人	
	坪江こども英会話教室	第3土曜日	6	10人	7人	
	ポピュラーソング合唱教室	第2・第4水曜日	22	12人	18人	
	坪江こども茶道教室	第1土曜日	6	10人	5人	
	健康音楽体操教室	第2・第4水曜日	22	30人	75人	※
剣岳	トールペイント教室	第1木曜日	11	10人	5人	
	スタンドグラス教室	第2・第4水曜日	22	10人	6人	
	ハーブとアロマを楽しむ教室	第2水曜日	6	10人	6人	
	今知りたい薬膳教室	第4月曜日	11	10人	7人	
	健康音楽体操教室	第2・第4木曜日	21	30人	71人	※
細呂木	ほやほや料理教室	第3木曜日	11	10人	9人	
	ヨガ教室	第2・第4水曜日	22	10人	10人	
	デッサン教室	第1・第3火曜日	22	16人	16人	
	健康音楽体操	第1・第3水曜日	21	30人	72人	
吉崎	ペン字教室	第2・第4木曜日	22	10人	7人	
	フラワーアレンジメント教室	第4土曜日	6	12人	11人	
	健康音楽体操	第4金曜日	7	30人	44人	※
湯のまち	実用筆ペン教室	第4水曜日	11	15人	17人	
	合唱教室	第2金曜日	11	15人	6人	
	音楽で脳トレ教室	第1・第3金曜日	22	15人	2人	定員不足により未実施
	手編み教室	第1・第3火曜日	22	10人	10人	
	さわやか健康体操教室	第1・第2・第4月曜日	42	30人	177人	※
本荘	布花教室	第2・第4火曜日	22	8人	9人	
	季節の絵てがみ和アート教室	第3木曜日	11	10人	10人	
	ZUNBA教室	第1・第3金曜日	22	15人	17人	
	ZUNBINI教室	第1・第3水曜日	22	10人	10人	5組
	健康音楽体操（ちょっこし体操）	第2・第4木曜日	22	30人	49人	
北湯	ヨガ教室	第2・第4火曜日	22	15人	15人	
	筆ペン教室	第2・第4水曜日	22	10人	7人	
	いけばな教室	調整中	6	10人	10人	
	ピラティス教室	第2・第4月曜日	11	10人	11人	
	健康はつらつ教室	第2・第4火曜日	22	30人	82人	※
計	39 教室		659	621	1,123	

※ 健康長寿課 共催事業

2 イベント事業

公民館名	事業名	開催日	備考
伊 井	第43回伊井さつきまつり	令和5年5月28日(日)	参加者数 1,039人
吉 崎	第42回吉崎湖畔の夕べ・夏まつり	令和5年7月22日(土)	参加者数 約400人
本 荘	第22回音楽のつどい	令和5年7月22日(土)	参加者数 220人
坪 江	第46回坪江ふるさと祭	令和5年10月8日(日)	
北 湯	第39回北湯公民館まつり	令和5年10月15日(日)	
本 荘	第38回本荘ふるさとまつり	令和5年10月22日(日)	
細 呂 木	第44回細呂木ふれあい祭	令和5年10月22日(日)	
湯のまち	第20回湯のまち公民館まつり	令和5年11月11日(土)	
		令和5年11月12日(日)	
劔 岳	第42回劔岳かりんて祭	令和5年11月23日(木)	
本 荘	第17回新春豆まき祭	令和6年1月27日(土)	
中 央	第16回ほのぼの展	令和6年2月17日(土)	
		令和6年2月18日(日)	

3 会議等

会議等	開催日	備考
県公民館連合会定期総会	令和5年5月31日(水)	県生活学習館
第34回福井県公民館セミナー(前期)	令和5年8月9日(水)	鯖江市立待公民館 あわら市 3名参加
第72回福井県公民館大会	令和5年10月4日(水)	永平寺町(福井県立大学)
第45回全国公民館研修会・第58回東海北陸公民館大会岐阜大会	令和5年10月20日(金)	岐阜県大垣市 ソフトピアジャパン
第34回福井県公民館セミナー(後期)	令和5年12月5日(火)	

令和4年度 公民館事業実績報告書

公民館名	中央公民館・坪江公民館 細呂木公民館・湯のまち公民館	担当	宮本	事業分野	IT事業
事業名称 (教室・講座名)	あわら市内スマホ教室 その1	区分	単発講座	募集方法	チラシ ホームページ・イ ンスタ等SNS
実施日	<small>参加数(全体数)</small>	テーマ		講師名	
12/6.12/8	各10人	スマートフォンの使い方を学ぶ。		(株)One 前田 裕一氏	

内容・所感・課題等

近年、スマートフォンが普及したことで行政サービス等においてもスマートフォンを活用した事業（ふく割、マイナポイント等）を実施している。そのようなサービスを円滑に利用することやスマホの基本的操作の習得をはかることを目標とし、当講座をシリーズで開催した。

第一弾の今回は主にスマートフォンのハード面に着眼点を置き、基本操作やスマホ内にある便利なショートカット等について学んだ。参加者はスマホを購入したばかり、もしくは購入後も主に電話機能のみ使っており、その他機能を活用していない高齢者の方が多かった。

参加者の多くが勉強になったとの声をいただいた中で逆に簡単すぎたとの声も一部であった。各参加者のスマホ操作に対する習熟度を事前に確認し、習熟度別に講座を開催する必要があると感じた。



令和4年度 公民館事業実績報告書

公民館名	坪江公民館	担当	西城	事業分野	趣味・カルチャー
事業名称 (教室・講座名)	単発講座： 親子でリズム遊び♪ズン ビーニ講座	区分	単発講座	募集方法	チラシ・ Instagram・ホーム ページ掲載
実施日	<small>参加数(全体数)</small>	テーマ		講師名	
11月19日	11(12)人	リズムを取りながら様々な発達能力を促す		西田優子先生	

内容・所感・課題等

西田優子先生(稲越)を講師に迎え、家族3組のお父さん、お母さん、お子さまが大集合し、踊り歌いながらとても楽しいひと時を過ごせた様子でした。

ズンビーニのレッスンは福井県内で初めて開催されるそうで、英語の歌に合わせリズムを取る等、画期的な講座となりました。

引き続き、お子さまが参加できるイベントを開催していきたいと思ひます。

実績写真

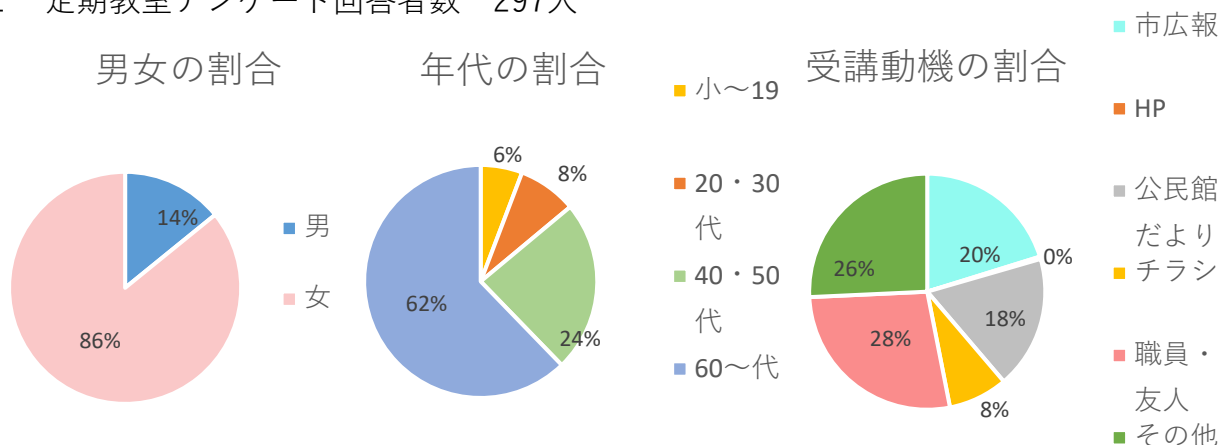


令和4年度 公民館事業実績報告書

公民館名	中央公民館	担当	宮本	事業分野	趣味・教養
事業名称 (教室・講座名)	いざって時の防災ゲーム	区分	単発講座	募集方法	チラシ ホームページ インスタ等SNS
実施日	参加数	テーマ		講師名	
8月1日	24人	近年、頻繁に発生する災害に対してとるべき行動を学ぶとともに防災意識を高める。		前半:あわら市防災安全対策室 後半:自衛隊福井地方協力本部	
内容・所感・課題等					
<p>近年、災害が増える中で、自分の身を守るよう公民館では小学生対象に防災講座を実施した。特に避難中や避難所生活においては、自ら判断したり、避難所運営に協力してもらうことも十分に想定されることから、災害や避難所に興味をもってもらうため開催した。</p> <p>前半はあわら市防災安全対策室 三上室長にわかりやすく解説してもらい、避難所や避難グッズを実際に確認してもらった。</p> <p>後半は自衛隊福井地方協力本部の隊員の方々に自衛隊がの装備の説明や緊急時の縄の切り方など有事の際の対応を実演してもらいながら学んだ。アンケートでは「災害は怖いが、できることをしたい」と参加者からの意見があった。</p>					
活動写真					
			<p>◀避難所についてクイズ形式で受講している風景</p>		
			<p>◀緊急時の非常食を実際に調理している。一切火は使用していない。</p>		

令和4年度 各公民館定期教室・単発講座受講者集計

1 定期教室アンケート回答者数 297人



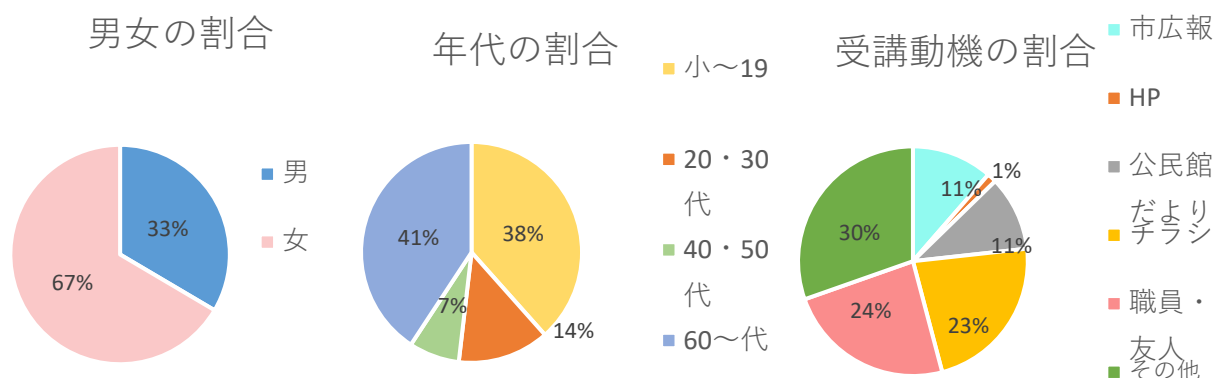
考察

男女の割合は昨年と比較して男性の割合が4ポイント増加しているが、依然として女性の利用が多い傾向となっている。引き続き、男性が参加しやすい講座を開催することで男女比率の均等化が図られるとともに利用者数の増加につなげていくこととする。

年代の割合について、昨年は60代以上の割合が75%を占めていたものがそれぞれの年代の割合が2ポイントから6ポイント増加し、若干ではあるが年代の割合の偏りの改善が図られた。主な理由としては子育て世代を対象とした講座や子ども英会話等、若年層を対象とした講座を実施したことが考えられる。

受講動機の割合は昨年と大きく異なる傾向はないものの広報やチラシなどの紙媒体によるものが多い傾向がある。情報発信や募集についてはSNS等を積極的に活用することで幅広い世代に周知が可能となることが考えられるため、今後も様々な周知方法を行っていく。

2 単発講座アンケート回答者数 1,290人



考察

単発講座の各割合について昨年とほぼ同じような傾向を示しているものの、定期講座と同様に年代の割合の偏りが改善傾向を示している。単発講座は気軽に参加しやすいことや初めて来館する方が定期講座よりも割合が多い傾向が見られることから、公民館を利用してもらうきっかけづくりとなる講座と位置付け、今後も柔軟に多種多様な講座を開催することで公民館の利用者数の増加を図っていく。

社会教育法（抜粋）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- （1）定期講座を開設すること。
- （2）討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- （3）図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- （4）体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- （5）各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- （6）その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- （1）もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- （2）特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- (1) 公民館がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいてした処分に違反したとき。
- (2) 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は30,000円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あわら市中央公民館	あわら市市姫一丁目9番18号
あわら市伊井公民館	あわら市清間12字4番地
あわら市坪江公民館	あわら市北6字101番地1
あわら市劔岳公民館	あわら市櫛18字10番地
あわら市細呂木公民館	あわら市滝63字21番地
あわら市吉崎公民館	あわら市吉崎8字34番地
あわら市湯のまち公民館	あわら市二面32字16番地
あわら市本荘公民館	あわら市中番下番入会地1字5番地
あわら市北潟公民館	あわら市北潟150字1番地

(職員)

第3条 公民館に館長その他の必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第3条の2 公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条の3 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用の許可)

第4条 公民館の施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しないものとする。

(1) 法第20条の規定する公民館の目的に違反するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。

(5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。

(6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、公民館を利用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、利用者の申請により、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用前に利用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設、設備又は備品を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芦原町公民館の設置及び管理に関する条例(昭和51年芦原町条例第12号)、金津町公民館条例(昭和29年金津町条例第25号)、芦原町公民館使用条例(昭和38年芦原町条例第21号)又は金津町公民館使用料徴収条例(昭和31年金津町条例第10号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月26日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月29日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に利用する施設の使用料について適用する。

附 則(平成27年7月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月25日条例第19号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

公民館名	室名等		1時間当たりの使用料 (単位 円)
中央公民館	大ホール	会議のとき	420 (550)
		展示・演芸会のとき	630 (820)
	レクリエーション室		260 (340)

	多目的ホール	320 (420)
	第1会議室	320 (420)
	第2会議室	320 (420)
	第3会議室	210 (270)
	学習室	210 (270)
	音楽室	210 (270)
	和室	260 (340)
伊井公民館	多目的ホール	320 (420)
	学習室	210 (270)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
	体育館	420
坪江公民館	多目的ホール	320 (420)
	小会議室	210 (270)
	創作室	210 (270)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
	体育館	420
劔岳公民館	多目的大ホール	320 (420)
	小会議室	210 (270)
	会議室	210 (270)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
	体育館	420
細呂木公民館	小講堂	320 (420)
	資料室	210 (270)
	図書室	210 (270)
	工作室	260 (340)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)

	体育館	420
吉崎公民館	図書室	210 (270)
	小和室	210 (270)
	大和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
湯のまち公民館	集会室	320 (420)
	多目的ホール	320 (420)
	洋会議室	210 (270)
	第1会議室	210 (270)
	第2会議室	210 (270)
	第3会議室	210 (270)
	洋研修室	210 (270)
	視聴覚室	210 (270)
	工芸室	260 (340)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
	備品：電気窯	電気料に相当する額で市長が定める額
本荘公民館	大ホール	320 (420)
	第1会議室	210 (270)
	第2会議室	210 (270)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
北潟公民館	集会室	320 (420)
	会議室	210 (270)
	研修室	210 (270)
	調理実習室	320 (420)

備考

- 1 冷暖房設備を使用した場合は、()内の金額とする。
- 2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。